

那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画 策定業務に係るプロポーザル募集要領

那覇市経済観光部
商工農水課 産業政策グループ

令和6年5月29日

1 業務概要

(1) 業務の名称

那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務

(2) 業務の目的

那覇市IT創造館（以下「IT創造館」という。）は、平成15年度に供用開始し、運営手法として、業務委託からスタートし、平成18年度からは指定管理者制度による施設運営管理を行ってきた。平成28年度から現在にいたるまで市直営による運営管理を行っている。

令和5年度で20年目を迎えるとともに、施設のハード面における老朽化が著しい状況がみられ早急な改善が求められているなかで、コロナ禍を経て、昨今の経済社会においては、AIやDXの加速に伴うデジタル人材のニーズが増す一方で、人手不足や人材確保、人材育成等の課題に対応し、地域経済の労働生産性の向上あるいは企業の維持存続から成長発展への対応は、今後益々重要性を増してくるものと考えられる。

本市は、こうした状況を踏まえ、これからの地域経済社会の核として魅力を高め、施設の機能を充実させ、かつ最大限に発揮するために経済団体や企業等からの意見も取り入れながら、対応することを目的に、令和6年3月に「今後の那覇市IT創造館の運営管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

本業務は、当該基本方針に基づき、今後の那覇市IT創造館の運営管理に関する新たな機能及び活用方法等の方向性を定めるため、基本計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は、別紙「那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

2 見積上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 租税を滞納していないこと。
- (3) 公募開始日時点で、本市において指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

- (6) 公募開始日の前日から過去5年間において、国もしくは他の地方公共団体等が発注する行政計画等のニーズ調査もしくは計画策定支援に関する業務についての受託実績を有する者。

5 協力連携事業者

本業務を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本業務の提案者となること及び他の提案者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「4 参加資格要件」の(1)～(5)までの要件を満たすものとする。

6 優先交渉権者等決定までの流れ

提案者から提出を受けた企画提案書等を、経済観光部所管事業審査委員会設置要綱に規定する同委員会にて審査（必要に応じてヒアリング等）し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

7 企画提案書等の提出

別紙「那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案提出書（様式1）
- ②参加表明書兼誓約書（様式2）
- ③会社概要（様式3）
- ④類似業務実績調書（様式4）
- ⑤企画提案書（様式5）
- ⑥見積書（様式任意）
- ⑦見積明細書（様式6）
- ⑧定款又は寄付行為
- ⑨履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ⑩直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ⑪協力連携事業者届出書（様式7）

※⑪は協力連携事業者がいる場合のみとし、その場合、②、③、⑧、⑨、⑩の書類は協力連携事業者の分も提出すること。

(2) 提出部数

提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、①～⑪の順でインデックスを貼付、フラットファイル（縦）にファイリングの上で、2部提出（正本1部、副本1部〈複写可〉）及びPDFデータをCD又はDVD等で提出すること。

(3) 提出期限・方法及び場所

ア 提出期限：令和6年6月28日（金）

イ 提出場所：那覇市IT創造館 2階 管理事務室（〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番6号）

ウ 提出方法：直接持参又は書類郵送（必着）で提出すること。

※直接持参の場合は、受付は平日の午前9時から午後5時まで（土日、祝祭日は受付不可）

※郵送の場合は、郵便事故防止のため簡易書留や特定記録など記録の残る方法とし、
期限に余裕をもって送付すること。

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

8 質問及び回答

本募集に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

- (1) 質問方法：質問書（様式8）に質問事項を記入し、次のメールアドレス宛に電子メールで送信（件名を「那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務に関する質問」とすること）

E-mail： k-syou001@city.naha.lg.jp

- (2) 質問期限：令和6年6月14日(金)

- (3) 回答方法：令和6年6月21日(金)までに、本市公式ホームページにて、質問内容及び本市の回答を掲載する。

9 審査

- (1) 審査項目及び評価基準等

審査は企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションを元に、全ての審査項目を点数化し、評価基準の優劣に応じて採点するものとする。

No	審査項目	備考
1	業務実績・本業務に対する理解	本業務を遂行する上で必要な実績、本業務の目的や事業趣旨の理解度について。
2	事業計画、実施体制及びスタッフについて	効果的で無理のないスケジュールとなっているか。 組織体制は、業務遂行に必要な能力、経験、実績を有した者を、業務責任者、スタッフ等として必要な人数を配置しているか。
3	現状分析、調査業務、基本計画案の作成	①本市の現状について 国内及び本市の情報通信産業に関する現状認識等 ②調査業務（ニーズ調査、類似施設の事例調査、建物状況調査） 調査手法、調査対象範囲の設定、結果分析、現時点の仮説、課題解決策等。 ③基本計画案策定 全体構成、将来的な到達イメージ等。
4	会議等運営支援	運営審議会の委員候補選定の考え方、運営支援内容等。
5	追加提案	上記1～4以外の有益な追加提案が記載されているか。
6	総合評価	1～5を踏まえた総合評価
7	提案金額価格点	提案金額に応じ1～5点

(2) 審査の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案内容に合理性がなく著しく業務仕様とかけ離れている場合は、評価対象外とする。

(3) 失格事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者を失格とする。

ア 「4 参加資格要件」を満たしていない者が提案したとき。

イ 同一の提案者が複数の提案をしたとき。なお、複数の提案者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。

ウ 書類等に虚偽の記載がある提案。

エ その他、本業務に関する条件に違反したとき。

10 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、優先交渉権者名及び次点者名について、すべての提案者へ審査結果を通知し、本市公式ホームページにて公表する。優先交渉権者名及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。

11 契約締結に向けての協議

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

12 契約に関する基本事項

(1) 契約期間は契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）までとする。

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

ア 受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

イ 本業務は原則、受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託を必要とする業務については、事前に本市の承認を要件とする。

13 スケジュール

(1) 公募期間	令和6年5月29日(水)から6月28日(金)
(2) 質問受付期間	令和6年6月3日(月)から6月14日(金)
(3) 質問への回答日	令和6年6月21日(金)までに
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年6月28日(金)
(5) プロポーザル（プレゼン・書類）審査	令和6年7月4日(木)
(6) 審査結果通知予定日	令和6年7月8日(月)
(7) 契約予定日	令和6年7月12日(金)までに

14 その他

- (1) 説明会は実施しない。企画提案書等は募集要領、仕様書等を熟読の上で作成し、応募すること。
- (2) 企画提案書等に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本業務の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市公式ホームページ等で周知するため、確認すること。
- (6) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。